

Title	レフアレンダムの得失を論じて英国憲政の前途をトす
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.6 (1910. 12) ,p.605(1)- 638(34)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り最後に帝大助教村川堅固氏は「ポエニ戦役の與ふる教訓」と題し該戦役は世界史上の大戦なれば從て政治上、軍事上、經濟上等に與ふる教訓頗る大なりと説起し特種の意義を有する此戦役は所謂アリヤン文明とセム文明との衝突なりと述べ更に原因、性質、戦況等に就て詳述し此絶大なる戦役が吾人に與ふる教訓を一々列舉せられて降壇、散會したるは午後六時頃にして當日は鎌田塾長を初め川合、神戸、橋本の諸教授以下學生五百餘名の出席ありて頗る盛會を極めたり(ち、あ)

三田學會雜誌 第四卷第六號

論 說

レフエレンダムの得失を論じて 英國憲政の前途を卜す

田中萃一郎

立憲君主國に於ては君主の意志を以て國民の意志と認めず國民をして自から其意志を發表せしめ君主之を取捨す是れ即ち立憲君主國と專制君主國との間に區別の存する點なるが、如何にして國民の意志を發表せしむ可きか、これ民主國にありても亦常に討究さるゝの問題にして、希臘のアセネに於いてはB、C、第六世紀にソロンソロンの創設せりと傳へたる公民大會Ecclesiaありて政務監督の機關となり、

レフエレンダムの得失を論じて英國憲政の前途を卜す

六〇五

2. 和戦の大事を決し、四百人會の提出せる議案に就きて贊否を定め、羅馬の部族會議 *Comitia Tributa* は即ち民會にして共和政の晩年に於ては立法會議となれり、さうながら、公民の數を五千四十人と限れるプラトーンの國家、若くば十人にては尠しと雖も、十萬人にては多きに過ぐと云へるアリストテレスの國家にありては、公民會議を開きてその意思を發表することさまで困難ならざる可しと雖も、如何に交通の利便加はれりとは云へ、今日の列強に於て、その公民を一場に會して討議を行はしめんことは夢想だもす可からず、茲に於てか、北米に於ける英國植民地に發達せる代議制度の各國に採用さるゝことなりし次第にして、代議院は希臘羅馬に於ける公民會議と等しく、君主國に於ても將た民主國に於ても民意を代表するの機關と目さるゝに至れり。

然れども代議院は便宜上形式上民意を代表せるものなりと目さるゝに止まり、決して事實上之を代表せるにあらず、ルツソーは民約論第三編第十五章に於て述べて曰く、

主權は代表さるゝを得ず、その割讓し得ざると同一の理由存するが爲なり、主權

は本來一般意志に於て存し意志は決して代表さるゝことなし、或は同じきことあり、或は異なることある可きも決して同異の一に洩るゝことなし、故に人民の代議士は之が代表者たることを得ず、唯その代表委員たるに止まり、何物をも決定する能はず、人民の親から允准せざる法律はすべて無効なり、これ決して法律にあらず、英國人民は自由なりと思惟するも、これ甚しく己を欺くものなり、その自由なるは唯議員選舉中のみ止まり、一度議員を選舉し了るや人民は奴隸たるに過ぎず、その自由を享受するの際に之を行使する方法如何と見るに實に自由を失はしめんとするものあり。

と。ルツソーの云へるが如く、眞の民意は公民會議にあらずんば之を表示する能はず、而して公民會議は之を開くこと能はずとせば、即ち如何なる方法をか採用す可き、これ即ち公民投票の制度の起りし所以なり、而して、公民投票に二種あり、一を *Hébisctie* と云ひ他を *Referendum* と云ふ。

3. プレビシットとレフエレンダムとは抑も如何なる相違を有するか、ボドレーは佛國政體論に於て、プレビシットとは公民の過半数によりて、至高權を委託せる人

物に對してその信任を發表するを云ひ、レフエレンダムとは政府の法令政策に對して同一の過半数によりて贊否を決するを云ふ、英國に於てはこの兩専門語に相當せる熟字なしと雖も、選舉權の擴張の結果として、事實上同一の意義を有する制度は實施せらるゝことゝなれり、即ち六十七年の選舉法改正以來二十五年間、英國の總選舉はその性質プレビシットに近く、全國の選舉人はグラッドストーン氏をして施政の局に當らしむ可きや、將た又在野黨首たらしむ可きやに就て去就を定めたり。然るに氏の隱退後は偉大なる人物の政界に馳驅するものなきが故、總選舉は寧ろレフエレンダムの性質を帶び、選舉人は愛蘭自治政策に就て之が贊否を決するに至れり、一八九八年著佛蘭西縮刷本三九八頁—三九九頁と云へり。等しく公民投票なりと云ふも、若しボドレイの主張するが如き區別の存するものたらしめば、プレビシットは公民信認投票にして、レフエレンダムは公民是認投票なり、然れどもこの區別は果して一般に行はるゝ處なりや如何。

抑も佛語 *Plebiscite* は拉丁語 *Plebis* (平民の義) と *scitum* (決定の義) との二語より成れる *Plebiscitum* 又は *Plebeiscitum* (人民決議) に由てたる語にして、プレビスキツムとは

即ち前記部族會議の議決を指せるなり、故にヴォルテアは一七七六年三月三十日 *Lettre d'Argental* に於て『古代の羅馬に於て、又今日ジュネーヴ、バールに於て及び爾餘の小聯邦に於て法律を制定するは *Plebiscites* なり』とてレフエレンダムと同一の意義に之を用ゐたり。大ナポレオンの名聲漸く中外に聞え、一七九九年の憲法を制定して第一執政と爲るや、即ち初めてプレビシットを試み、新憲法は全國民の投票によりて是認せられ、次で一八〇二年の公民投票は執政を終身官とし、一八〇四年には同じく公民投票によりて佛國の政體を共和政より一變して帝政となせり。ルイナポレオン大伯父の志を襲はんとするや、一に其故智に倣ひ、一八五一年十二月二日クーデターを行ひし時は、憲法改正の可否をプレビシットに問ふて、六十四萬票に對する七百四十八萬票の贊成を得、翌年十二月元老院の決議を以て共和政を廢して帝政と爲せし時は、更に公民投票に訴へて二十五萬三千票に對する七百八十萬票の贊成を得たり、而して一八七〇年憲法を修正して稍や在野黨の希望を容るゝや、五月八日のプレビシットに依て反對百五十萬票贊成七百萬票の結果を得たり。蓋しナポレオン三世の時代はプレビシットの最も流行

せる時代なりとも稱す可く五十一年、五十二年、七十年の如く憲法改正に際して之に訴へたるに止まらず、領土の分合に際しても亦之を行ひ、即ち、ニース、サヴオアの兩州は一八六〇年四月十五日より二十二日に互りて舉行せる公民投票に於てビエモンテ王國より離れて佛國に合同さるゝとなり、又、トスカナ、エミリア、法王領は同年三月十一日より十五日に互れる公民投票に於て、ビエモンテに合併するの決議を爲し、次でナポリ王國に於ても之に倣へり。斯て國法學者ブルンチエリ一の如きも領土の分合は公民投票の上に表はれたる住民の意志に従ふ可しと、その著書中に明記するに至りしが、ビスマルクが征服の權利を唱へて普國の領土を擴張し、次で獨逸の版圖を膨脹せしめしより以來、この一節は削除せられたり。而もプレビシットが如何なる場合に行はれしやは以上の事例によりて之を知る可く、余輩は寧ろ、リットレの佛語字典にプレビシットを解して、*Vote par lequel le corps électoral, comprenant l'universalité des citoyens, se prononce sur une résolution, une loi, une proposition qui lui est soumise. Le plébiscite de 1851. (公民全體を包括せる選舉團が決議法律提案に關して意見を問はれたる時の投票例、一八五一年の公民投票とあるに従ひ以下に*

説明せんとせるレフエレンダムとその性質の殆んど區別し難きとを認めずんばあるべし。尤も佛國に於ては、ブーランジエー將軍出で、補缺選舉毎に代議士の候補者となりて憲法修正を主張し、共和黨の候補者を破て入望を一身に收めんとせる當時、プレビシットによりて獨裁官たらんと揚言せしより、此語にボドレーの云へるが如き意義を生じ、佛人のレフエレンダム制採用を主張せるものをして、そのプレビシットと何等の關係なきとを聲言せんとして、プレビシットは普通選舉の權利を放棄して一人の專政に従はんとするものなるも、レフエレンダムは永久に國民の主權を行使せんとするものなりとの區別を立つるに至らしめしも、プレビシット本來の意義はかゝる狹義のものに非らざるなり。

二

7
 Referendum とは拉丁語動詞 referre の變化せるものにして、報告さる可きことの義なり、而してこの熟語は當初瑞西共和國に於て用ゐられたり。抑も佛國大革命前の同共和國は獨立せる國家の同盟國たるに過ぎざりしを以て、議會に出席せる代議士はその資格宛かも外交使臣の如く、重要問題に就て決議を行ふを得ず、單に提

案を聴取して報告するの *ad audiendum et referendum* 権限を有するに止まれり。故に當時はレフエレンダムを以て聯邦各自に賛否を決するの権利と認めたり。而して瑞西共和國の準聯邦たりし、グラウビンデン並にルヴァレイスに於ても前世紀の中葉に至るまで之と同一様の制度を行へり。即ちグラウビンデンは若干の町村を以て組織されたる三同盟の相連盟せるものにして、町村には公民大會 *Landsgemeinde* あり三同盟に各々同盟會議あり、而して連盟全部を包括せる議會も亦開かれしが、同盟會議も連盟議會も確定議を行ふの權なく、その決議は町村公民大會の是認を要したり。ルヴァレイスも亦幾多の町村の連盟にしてその代表者の決議は一に町村の同意を要したり。聯邦の一なるベルンに於ては、第十五世紀の中葉より市の貴族等軍費を地方に課せんとして、各村より二名の代議士を出して之が同意を求め或は吏員を派して各村會の意見を質せしことありしが、一六一〇年以後は復たこの一種のレフエレンダムを行ふことなかりき。ツュエーリツヒに於ても同一の慣例ありしも、ベルンの如く發達せずして止めり。

瑞西に於ける近代のレフエレンダムはその形式に於て將た又その結果に於て、

この往時のレフエレンダムとその趣を異にし主としてルツソーの民權説に基きしものなり。勿論憲法を制定するに方り、公民投票に訴へて之が是認を求むるは必ずしも瑞西人の創案に成れりと云ふ可からず、一七七八年北米マツサチューセツツの議會 *General Court* は憲法の草案を定めて之が可否を人民に問ひしに、人民は之を否決し、二年の後協議會の制定せる憲法は公民投票の結果三分の二以上の同意を経て實施せられ以て今日に及べり、ニューハンプシアに於ては一七七九年の公民投票に於ては憲法否認せられ、一七八四年に及びて初めてその是認する所となれり。この二州の例に倣ひ、ミッシピは一八一七年、ミツゾーリは一八二〇年に一州として合衆國に加はるに際し、同じくその憲法を公民投票に附したり。次で一八二一年には、ニューヨーク州も亦憲法の修正はすべて公民投票に依りて之を確定することなし、今や米國各州は一般にこの制度を採用せり。佛國に於ても亦一七九九年にナポレオンが修正憲法の可否をプレビシトに問ふに先ち、一七九三年の憲法も一七九五年の憲法も共に之れを國民に質して其是認を経たり。瑞西に於ては一八〇二年の憲法改正に際して初めて之を試みしに、贊成七

10 萬二千票に對して反對九萬二千票の結果を呈せしかば、當時政權を握れる共和黨は棄權者十六萬七千人は贊成せしものと見做す可しとて、之を實施せり、然るに聯邦黨は斷然之が實施を拒みて内訌をことゝせしより、ナポレオン即ち仲裁令を發布して政界の局面を一變し右の憲法は廢棄せられたり。爾來一八四八年までは憲法の可否を國民に問ふことなく、聯邦各自に於ても一八三〇年に至りて初めて公民投票によりて憲法の改正を斷行したり、即ち一八三〇年より五年の間に各聯邦の憲法の修正されしこと二十回に及びしが、フライブルヒを除きては皆之を公民投票に附したり。而して一八四八年の聯邦憲法は公民投票を以て憲法修正の必要條件と定めたり。

一七九三年制定の佛國憲法には法律は總て初級會議に於ける公民の投票によりて、之が贊否を決しその決議を報告す可しとありしも、この憲法は實施されずして止みしが故に、普通の法律を制定するに方りてレフエレンダムの方法を用ゐしは實に瑞西人に始まれるなり。レフエレンダムの採用は勿論學理上より云はゞ、ルツツの民約論に基くものなりと云ふ可きも、實際上より見れば、代議制度の不

完全なるが爲なりと云はざるを得ず。抑も瑞西の聯邦中には、今なほ前代の遺物たる公民大會を召集する者少なからず、例へば人口一萬九千七百人を有するウリに於ては毎年一回公民野外に會して、租税に協贊し、法律を通過し、次年度の吏員を選擧す。然るに佛國革命の影響を受けて、代議制度を實施するや、議會は果して眞の民意を代表せりや否やとの疑惑を生じ、普通選舉に依りて選出せられたる議會の成立するや間もなく直接立法要求の聲人民の間に高く、茲にレフエレンダムの實施を見るに至れるなり。人民直接立法の制度を初めて採用せるは一八三一年のサンクトガレンの憲法にして、當時は僅に人民に否決權を與へたるのみ、即ち人民の過半数反對の投票を爲す時は法案は否決せられたるものと認めらるゝなり。この制度は爾餘諸州に於ても亦續々採用されしが、一八五二年シヤッフハウゼンに於て之を採用せし以後は、復た之を顧みるものなく、其民意代表の方法として不完全なるより、茲にレフエレンダムの制度起れるなり。瑞西に於けるレフエレンダムには凡べての法案を公民投票に附してその贊否を確む可しとせる場合と、公民若干の請願を俟て初めて公民投票を行ふの場合とあり、彼を義務的公民投票と云

レフエレンダムの得失を論じて英國憲政の前途をトす

ひ、是を選擇的公民投票と稱す。ル、ヅアレイスは一八三九年サシクト、ガレンに倣ひて公民に否決權を與へしが、一八四四年に至りて、初めて、義務的公民投票の制度を實施し、四年の後一旦之を廢し、一八五二年に至り、更に財政上の案件に關して義務的公民投票を再興したり。爾來各州皆之に倣ひ、一八八〇年以來は舊敎の信者多く極端なる保守主義に傾けるフライブルヒを除くの外は、二十一州何れも義務的の制度若くは選擇的の制度を實施せり。而して聯邦中央政府も亦一八七四年以來選擇的公民投票制を採用せり。

かくて瑞西聯邦憲法に於ては憲法の修正はすべて公民投票に附す可し(百二十三條)と規定せる外、公民三萬人若くは聯邦のうち八州の要求あり、而して案件の議會に於て緊急と認められざりし場合にはすべての法律決議に對して公民投票を行ふ可し(八十九條)と規定せり議會を通過せる法案は、公民投票要求の請願書提出の時機を與ふるが爲め、九十日間は之を實施せず。八州の相連合して請願せんことは事實に於て頗る困難なるより未だ一回も試みられず、三萬人の署名せる請願は却て容易に調製せられ聯邦内閣は之を審理して適法なりと認むるときは、日を

BULLETIN DE VOTE
pour la
votation populaire du 4 octobre
1896

レフエレンダムの得失を論じて英國憲政の前途をトす

I Acceptez-vous la loi fédérale concernant la garantie des défauts dans le commerce des bestiaux ?	Réponse :
	OUI ou NON
II Acceptez-vous la loi fédérale sur la comptabilité des chemins de fer ?	Réponse :
	OUI ou NON
III Acceptez-vous la loi fédérale sur les peines disciplinaires dans l'armée suisse?	Réponse :
	OUI ou NON

Remarque. On doit répondre séparément à chaque question

デプロアジュの瑞西に於ける公民投票英譯本によれば第一、家畜賣却の實際保證を與ふることに関する法律は贊成一七四八六〇に對する反對二〇九一一八にて否決第二、鐵道會計に關する法律は贊成二二三二二八に對する反對一七六五七四にて是認第三、軍紀に關する法律は贊成七七一六二に對する反對三一〇九三八にて否決となれり。

14 期して全國を通じて年齢二十歳以上の男子をして投票を行はしむ。各投票人には賛否を決す可き法案若くは決議の本文を交付し、投票用紙には『貴下は某々事件に關する聯邦法を是認するや、然り又は否』と記し、投票人は單に然り又は否と署するのみ、時間を省き困難を除くが爲、同一投票用紙に數個の法案に對する賛否を記入せしむることあり、十三頁に掲ぐるは一八九六年に舉行せるレフエレンダム用紙の雛形にして、實に三法案に對する問題を提起し、その第二鐵道會計に關する法律は鐵道國有の準備として制定せられたるものなり。投票終りて各選舉區即ち町村に於ては、第一名簿に登録せる投票人の數、第二實際の投票數、第三然りと投票せるもの、數、第四否と投票せるもの、數を調査して之を州政府に報告し、州政府は更に十日以内に之を聯邦内閣に進達し、内閣は賛否の數を合計して法案の運命を定むるなり。一八七四年に聯邦憲法を採用せるより千九百六年六月に至るまで選擇的公民投票は二十九篇の法律決議に對して行はれ、義務的公民投票は十八回の憲法修正に對して試みられたり。この四十七個の投票は三十四回に舉行せられたるより、一年一回強に當れり。公民投票に附せられたる二十九篇の法

律のうちその十篇は是認せられて十九篇は否決され、十八回の憲法修正のうち十回は是認せられて六回は否決せられたり。瑞西の經驗に徴すれば、急進主義に傾ける法律經費増加を招く可き法律、内容の複雑なる法律は概して否決せられ、公民の代議士よりも保守的なる事實は證明せられたり。

米國の各州に於て憲法の制定修正は上述の如く一に之をレフエレンダムに訴ふることゝなれるが、更に一步を進めて、某々の案件は之を公民投票に附す可しと憲法に於て規定せるあり。例へば一八七三年のペンシルヅエーニアの憲法は、『州の首府の所在地を變更するの法律は、之を總選舉に於て共和國の選舉人たる資格を有するもの、投票に附し、その允準是認を経るにあらずんば、效力を有せざる可し』と規定し、爾餘諸州の憲法にも同一の規定を存するもの少からず。又一八四六年のアイオワの憲法は州債の募集は之を人民に諮らざる可からずと規定し、ニュー・ヨーク、キヤリフォルニア、イリノイ諸州も次で之に倣へり。その他、公有財産の處分、銀行の設立、女子選舉權の設定等に關しても公民投票を必要とせる場合多く、南ダコタは一八九八年にウオシントンは一八九八年にオレゴンは一九〇

16 ○年にレフエレンダムの結果女子に參政權を與ふるとを拒めり。平民黨 Populist Party は一八九六年のセント、ルイス大會以來、熱心にレフエレンダムの擴張を主張し、一般の人心は益々之に傾けり。否唯に瑞西と米國とに於けるのみならず、十年前を以て成立せる濠州聯邦は、憲法修正の場合には必ず之を代議院議員選舉人の投票に訴へ、州の半數以上に於ける、選舉人の半數以上之を可とする時は總督の許に進達して勅裁を乞ふ可しと定めたり百二十八條。又普通の法律に於ては代議院の通過せる法案に對して元老院の異議あり、而して三箇月の後代議院再び之を通過して元老院と衝突する時は總督は元老院と代議院とを共に解散し、新議會に於て兩院の意見合致せざる時は、兩院議員一堂に會して討議し、法案修正とも多數決によりて之を通過せば即ち兩院を通過せるものと見做して裁可を乞ふ可しと規定せり五十七條。而してその英國議會の協贊を経たるものなることは余輩の殊に興味を以て注意する所なり。實にスア、ヘンリ、メーンの如きは一八八五年其『民政論』に於て、レフエレンダムを以て『最新の民主的發明』なりとし、而も、之を以て民主的學說の歸謬法に陥れるものなりと攻撃せしが、リッチャーは既に一八

九四年の著なる Natural Rights に於てレフエレンダムの能く立法部の腐敗を矯正し、政黨政治の短處を補ひ得可きことを説けり。

三

メーンが民政論に於てレフエレンダムに向て放てるの攻撃は、自由主義に傾ける英國保守黨員の意見を代表せるものにして、その九六頁乃至九八頁に於て述べて曰く、

『余輩は敢てレフエレンダムは瑞西に於て失敗せりと云はんとするものにあらず。然れども成る可く法律の制定の行はれざらんことと欲するものは之を以て成功なりと認むるを得ん。蓋し、レフエレンダムの制度を主唱せる政客の豫期に反して、輿望に副はんことを期して議會に於て通過せる法律は、人民の投票によりて否決され、痛くその失望を招けり。その理由は極めて明白にして、一般人民は誘説に動かされて、變革の必要を感ずることある可きも、運動漸く衰へ而して法律制定の緒に就き、その規定の習慣、思想、僻見、利害と相背馳するものあるを知るや、結局如何なる提案にも『反對』の投票をなすに至る可し。民主政治

は進歩的政體なりとは、政治學者の謬見たるに過ぎず。試みに思へ、英國をして光榮を擅にせしめ、英國をして富裕ならしめしものは、すべて少數者の施設に係れるを。若し夫れ四百年の昔英國に於て選舉權擴張のこと實施されしならんには、宗教の改革も行はれず、非國教徒の存立をも許さず、曆の改正も行はれざりしならん。蒸汽機關の使用も禁止されしなる可く、今日に於てもなほ種痘に對する反對の聲なきにあらず。』

と。メーソンの攻撃の要點はレフエレンダムは國民の選良より衆愚に訴ふるものなり、知識あるものより無智のものに訴ふるものなりと云ふに在りて、その論據は決して薄弱なりと云ふ可からず。然れどもメーソンは元來民主政治を嫌惡し政黨政治を信任せざるもの、而して此攻撃をレフエレンダムに加ふるは聊か失當の嫌なきにあらず。蓋し議論の要點は英國今日の民主政治は黨派の利害より打算せる運動によりて、輕卒に法律を制定せしむるを以て得策となすか、將た又一時の思潮感情に基きて立法事業を左右せんとするの弊害を矯正す可きかと云ふに在り。一八三二年の選舉法改正前の議會は時世の進運に伴ふの改革を行ふ能はざりし

が、一八三二年乃至六六年の間に於て英國の國運を支配せる中等社會の議會も亦穩健なる態度を執り、ベージオジトの所謂健全なる行動は慎重なる考慮を費したるの結果にして、政治上の難問を解決するに方りて、時日を遷延する時は之に對して充分に利害を討究するの利ありとの訓戒を服膺したり。然れども今日の英國の議會は全く當時の議會と其の趣を異にせるものあるより、却てレフエレンダムを以て之が行動を掣肘するの必要を認めずんばあらず。

議院政治家は三個の理由よりレフエレンダムに反對せり、其一は英國の總選舉は其の結果に於いて瑞西の公民投票に同じと云ふに在り、然れども英國憲政の實際を觀察するにこれ事實と符合せざるの言なり。勿論The Bill, the whole Bill, and nothing but the Bill を唱へて、輿論の判決を求めたる一八三二年の總選舉は、事實に於てレフエレンダム也と稱し得可きも、普通の場合に於て、總選舉は人物の問題と政策の問題とを混ざるの常なり。例ばアスキス、バルフォア兩氏に就きて何れを首相たらしむ可きかとの問題と、上院權制限を可とするや否との問題とは全然別種の問題たるに、總選舉に際しては之を混同して選舉人の判斷に訴へんとす。加之、

政策の問題は決して一種に止まらず、例へば本年一月の總選舉に於ては、貴族院は憲法上果して庶民院の通過せる財政法案に對し其民意に副はざるを理由として之を否決するの權利を有するか、財政法案即ち豫算案は公平賢明なる政策なるか、關稅改革政策と自由貿易政策との利害得失如何貴族院は改革す可きか將た廢止す可きか、愛蘭に對しては自治を許す可きか、女子に參政權を與ふ可きか等の諸般の大問題は提供せられて選舉人はその孰れに就て贊否を決す可きやを知らず、五里霧中に彷徨せるの觀ありき。内閣は所謂人民の豫算案を提げて奮闘し、總選舉に於て百二十四票の多數を得たるより、豫算の問題は解決せるが如く見えしも而も愛蘭黨は本來豫算に反對なるなり、自治の好餌を與へんことを約して交換的にその贊成を求め初めて、之が通過を見るを得たるに過ぎず。故に一九〇九年度の豫算に對しては、國民の意志を代表せるは、之を通過せる民選庶民院にあらずして、之を否決せる世襲貴族院なりと云ふも不可なし。總選舉を以てレフエレンダムに等しと云ふの妄誕なるは敢て喋々の辯を要せず。

議院政治家はレフエレンダム反對の第二の理由として、政策の得失に關する選

舉人の見識は勿論一顧の價だもなし、選舉人は唯々その選出す可き議員の人物如何を評隲し、首相となる可き政治家の能否を鑒別せば、その任務は了れりと云ふ可く、國家の政務は國民の選良の手に委ねて可なりと。是一理あるの說なりと雖も、如何せん憲政の祖國たる英國にありても、庶民院は必ずしも人物の粹を鍾めたるものにあらず、領袖數輩を除く時は碌々たる黨人と擇ぶなきもの多し、これ候補者を推選するに方りて、黨人たるや否やに重きを置き人物の如何を問はざるの結果なり。總選舉が人物の選擇を爲すと云ふは表面の形式に止まり、その實政策に對して意見を定め、内閣に對して信任投票を行はんとするものなりとは、『北米共和國』の著者ブライス氏が一八九三年に於て喝破せる所にして、當時氏は夙に直接政策の可否を人民に訴へんとするの思想の勃興し來れることを説けり。最後に議院政治家が、レフエレンダムに反對するの理由は、マク、ケヒニーが論せるが如く、庶民院議員をして最後の決定の人民によりて行はる可きを思ふて、無責任とならしめ責任は轉じて人民の肩上に嫁せらる可し(The Reform of the House of Lords. By M. C. C. Glasgow, 1909. P. 90.)と云ふに在り。これ亦傾聽す可きの攻撃なりと雖も

而も楯の兩面を見ずんば輕々しく斷定を下す可からず。議院の討論は眞面目の態度を失ふ可しと云ふは畢竟するに臆斷に過ぎずして、而して他方に於ては國民の間に責任の念を喚起するを得可くんば、これ寧ろレフエレンダムの功績なりと認む可きにあらざるか、レフエレンダムは元來民意を發表せしむるの方法なれば、民主政治の行はるゝ國家は勿論、立憲君主制の下に於ても民意を重んぜずんばある可からざるなり。

然れどもレフエレンダムに對して最も激烈に反對論を唱ふるは、社會主義者、革命主義者にして、『レフエレンダム反對論』と題する小冊子中に論ずらく、

『レフエレンダム實施の結果は自由黨の不利益とならん。蓋し如何なる改革を行はんとするに方りても、之をレフエレンダムに附して、激烈なる反對運動を生ずる時は、之に對抗して之を壓伏し得るに足るの熱心なる贊成者を得難からん。人民の總選舉に於て投票するや、社會上政治上幾多の改革の爲に投票するも、その改革に對する熱心の程度は人により、問題によりて非常の相違ある可く、教育法の改革を熱望するの人必ずしも酒亭免許法改正を欲せず、養老年金制の贊成

者、愛蘭自治の反對者たることある可し。試みに思へ、自由黨内閣が輿論を容れて制定せんとせる一大改革案の、貴族院の否決する所となりたるの日を、而して否決の結果としてレフエレンダムの舉行さるゝとなりたるの日を、改革の爲に不利を蒙る可きものは黄金を散布して民心を腐敗せしめ、新聞雜誌は舞文曲筆して人民の私利心を鼓舞し、改革案を否決せしむることある可し。事茲に至る、政府は果して如何に處決す可きか。』

と。一言以て之を覆へば、『人民は愚昧なるが故にレフエレンダムを行ふに適せず』と云ふに在り。抑も政黨員たるものは我黨の意見を天下に強ぬ、我黨の人物を以て要路を占めんとするものにて、國家を輕しとなし、黨派を重しとなすの常なれば、黨人中の黨人たる社會主義者が、かくの如きの言辭を弄するは敢て怪むことを要せず。但し社會主義の理想と民主主義の理想との柄鑿相容れざるものなることは、次第に明白となれり。社會主義は専門家の權威を以て政治を行はんとするに反して、民主主義は個人の自由を保護し、個人の精力を鼓舞して一般の繁榮を助長せんとするものなり。兎に角、『レフエレンダム反對論』の論者は政黨の跋

24 扈專横を厭える人々をして益々レフエレンダムの必要なることを確信せしむるものと云ふ可し。

四

レフエレンダムの反對論者は異口同音に呼んで曰く、かゝる新制は英國に於ては實施す可くもあらずと。但し、その意義は自から三様に解釋せらる可し、即ち第一英國に於ては立法上の手續によりてレフエレンダム採用の目的を達し得可き制度を立つる能はずとの意義にも解釋せらる可し、抑もレフエレンダム制定の第一の目的は議會の通過せる法律の果して民意と合致せるや否を、確めんとするにありて、瑞西の憲法は實に此精神を發揮せり。而して此目的を達せんとせばレフエレンダム法を制定し、附表に列記せる法律の修正はすべて兩院通過の後たりとも、選舉人過半数の承認を経たる後にあらざれば、無効なり、且その手續を履まざるものは裁判所の判決によりて無効となる可しと規定すれば即ち可なり。又濠洲憲法に規定せるが如く、上下兩院衝突の際に於ける、葛藤を解決するの目的に向ても、レフエレンダム法の制定困難にあらず、即ち法律を制定して、上下兩院に、確執を

起せる法案を執て、レフエレンダムに附することを要求するの權を附與すれば可なり。是一八八二年以來一九〇九年迄牛津大學の法律學教授たりし英國憲法學者の泰斗ダイシー氏の本年四月の『クオートーリー』に於て縷々論述せるが如く、左まで困難なるにあらず。又第二一定の法案を執て之を法律たらしむ可きや否に就て、選舉人より贊否の意見を徵するは、不可能なりと論ずるものあれど、由來外國の制度は英國に適用し難しと云ふは、英人の自尊的僻見にして、瑞西に於て、米國各州に於て又濠洲に於て實行さるゝの制度にして、豈英國に實施す可からざるの理あらんや。最後に第三レフエレンダムの制を實施する時は、今日の政黨政治の發達を妨げ運用を傷ふと論ずるものあり。これ大に然り、然りと雖も英國の政黨は日本の政黨の如く幼稚なるものにあらず、隨て政界を左右するの實權を握れるが故に、英人のうちには寧ろ政黨政治の國民の利害と一致せざるを憂ふるものあり、茲に於てか、即ちレフエレンダムの制度を採用して、政黨政治の缺點を補ひその將來の發展を抑制せんことを期せるなり。

ダイシー氏は更に、レフエレンダム制度の採用は、婦人參政權問題、愛蘭問題と異

りて試験的に之を實施し得可く、又貴族院の改革比例代表制の實施等の如き問題と相兩立し得可きものなりとの前提を掲げて、英國に於てレフエレンダムを採用す可き直接の理由を次の二點に求めたり。

第一、英國の現狀にありては、重要問題に關して民意を明確に發表せしめ難きに、レフエレンダムは之を能くせしめ得可し。

第二、政黨の權力は益々増大を加へんとするの勢あるが之を抑制し得可きものは唯レフエレンダムあるのみ。

民主制度は缺點なきにしもあらざる可し、然れども現代思潮の間に立ちて、議會の輕率なる行動を掣肘せんとせば、之を民主的信念感情と相一致するの方策に於てせざる可からず。且又英國に於ては、愛蘭選出議員比較的多數なるが爲公民投票に依らずんば、以て公平に英蘇愛三蘭選舉民の意向那邊に存するやを究め難し、否啻に英國に於て然るのみならず、獨逸に於ても然りと云ふ可く、昨年帝國議會に於てビュロー政府提出の相續税法改正案の否決さるゝや、フランクフルター、ツアイチングは法案反對の投票を爲せる議員の數は百九十五人なるも之を選舉せ

る有權者の數は三百九十九萬二千七百三十四人にして、贊成の投票を爲せる議員の數は百八十七人なるも之を選舉せる有權者の數は六百九十四萬八千五百五十二人、即ち選舉人より云へば反對四に對する贊成七の率を示せり。選舉法の完全ならざる限り、公民投票に依らずんば眞の民意を確むるによしなく、而して人事の常として選舉法の完全は到底期す可からず。且又レフエレンダムに依る時は投票者は黨派的精神に驅られて不本意ながら反對の法案に贊成するが如きことなる可きも、目下の制度に於ては愛蘭自治に反對なる選舉人も、關稅改革を厭ふが爲自治の實行を期するアスキス内閣の黨與を選出するの奇觀を呈す可し。但し政府の政策の否決せられたる後、内閣のなほ留任せんことは、現代の英人に取りては不都合なりと認めらる可きも、少ピットの如き實は數ばその提案の議會に容れられざるに拘はらず、敢て掛冠せんとだもせず、而して當時の英人は之を見て毫も怪まざりき、現在瑞西に於ては公民投票の結果によりて内閣の更迭を招くが如きことなく、當路の大臣は民意に遵て施政の局に當りつゝあり。レフエレンダム實施の曉政黨内閣制の運用上不便尠なからざる可きは勿論言を俟たずして明なる

可きも、堪能有爲の人物を常に大臣として戴くは寧ろ國民の幸福とす可きにあらざるか。思ふに民主政治の最も厭ふ可きは政黨によりて腐敗を來せる民政なり、レフエレンダムにして眞正の民意を發表して、政黨の專横を抑制するを得ば之最も願はしきとなりと云ふ可し、目下自由黨内閣は貴族院の權限を制限して英國を化して事實一院制の政體の下に立たしめんと期せるが、一院の跋扈は穩健なる社會多數の却て憚ばからざる所、茲に於てか、帝國主義の熱心なる反對論者にして、數ば健筆を呵して自由主義の爲に奮闘せるホブソンの如きをしてレフエレンダムの採用を主張せしむるに至れるなり。(Hobson: The Crisis of Liberalism. 1909.)

五

愛蘭自治法案の一八九二年貴族院に於て否決さるゝや、貴族院を改革せよ然らずんば廢止せよとの激論は主張されしが、九十五年の總選舉の結果は却て民意の寧ろ世襲的貴族院によりて代表せられたるを示せり。昨年度豫算案否決の結果として舉行されたる本年一月の總選舉も亦仔細に觀察するときは、同一の現象を反覆せるものなることは上述せるが如し。茲に於いてかエドワード七世崩御後

開始されたる憲法協議會に於て、上院問題に關する朝野兩黨領袖の交渉漸く困難ならんとするや、所謂爭點は之をレフエレンダムに訴ふ可しとの説を生ぜり。かくて十一月三日第十九回の會議を開くや、タイムスは乃ち兩黨確執の中心點たる愛蘭自治問題は之をレフエレンダムによりて解決す可きことゝなし、以て兩黨の妥協を講ず可しと懇瀝せり。然れ共レフエレンダムの結果自治案の必ず否決する可きを思ふて、政府の之に耳を傾くるの意なかりしが爲め協議會は遂に失敗に了れり。貴族院の在野黨首領ランズダウン卿は、政府の上院否決權制限法案に對して、決議案を提出せしに、この決議案は政府黨上院々内總理タリユー卿の反對を受けず十一月二十五日分班を行はずして通過せられたり。而してこの決議案は(第一)財政に關する法案に對しては、貴族院は之を否決し修正するの權利を放棄し、法案の果して純粹の財政法案なるや否やの「問題」は之を兩院相合同して之を定む可し、(第二)若し財政法案以外の議案につき二會期引續き、兩院の意見一致せざる時は兩院相合同して之を議決するか若くばレフエレンダムに訴ふ可しとの趣意より成れり。是レフエレンダムの制度を採用せんとの提案にして、濠洲憲法の規定

に倣はんとするに過ぎざれど、貴族院に於て右の決議案の可決を見るに至りしは、如何に英國の憲法問題に關する論争が急轉直下の勢を以て形勢の變化を告ぐるに至りしやを證明するものなり。本年三四月の交にありては、一に上院改革案を以て政府の上院権制限案に對抗せんとせる、保守黨は全くその態度を豹變するとなれり。レフエレンダムが急進的立法を防遏し得るは、瑞西の實例の示す所なれば、保守黨の名士ヒュー・セシル卿の如きは、本年七月のクオータリーに匿名の寄稿を爲し、兩院衝突の際は總選舉よりは寧ろ、レフエレンダムを可とすとの意見を述べしが、レフエレンダムの問題は意外にも速に實際問題となれり。

議會は愈十一月廿八日を以て解散せられたり。而も今回の總選舉は佛人の所謂プレビシート(俠義の)にあらず、選舉人はアスキスに對するもバルフォアに對するも、敢て人物の上より去就を定むるの要なく、投票は一に實際問題によりて左右せられんとするの傾向あり。然るにその問題や極めて多岐に涉り、且何れも重要なるものなるが上、労働者の間には職工組合の基金を政治上の運動に支出せざる可からずとて、オスポーン事件の判決に異議を挾むものと、然らざるものとの間

に意見の衝突あり、愛蘭人の間には徒らに政治上の自治問題に熱中して、眞の愛蘭の利益を忽諸に附するは不可なりと主張するオーブライエン、ヒーレーの一派とレッドモンドの一派との間に激烈なる反目行はれつゝあり。然れ共要するに當面の大問題は上院権制限問題也と云ふ可く、而して之と密接の關係ある愛蘭自治案は英國選舉人の中に不人望なれば、統一黨にして若し北部工業地方並に労働者、消費者の間に不評判なる關稅改革問題を二次的政綱たらしめんか、政權克復の希望絶無なりと云ふ可からず。自由黨内にありても政府の上院攻撃を好まざる者あり、十一月二十四日 Lord Ribblesdale Lord Wardale (九百六年授爵新貴族)以下八名、下院議員二名、前代議士八名は同黨と行動を共にせざることを發表せり。茲に於てか統一黨の幹部にありては上院問題と愛蘭問題とを提げて政府黨に當るに決し、議會の解散せらるゝや、自由貿易論者たる埃及前總督クローマー卿等は北部工業地方の人心を收攬するが爲か、今回の總選舉に於て保守黨の勝利に歸するも、保守黨はレフエレンダムを以て更めて國民の輿論を確めたる後にあらずんば、保護主義の關稅改革案を議會に提出するとなかる可しと主張し、バルフォアも亦之を

容れたり、而てバルフォアの關稅改革問題は之をレフエレンダムに附す可しと宣告するや、保守黨員は盛に歡喜の聲を揚げ、デーリー、メールの如きは、是實に自由黨を慍伏せしむるものにして、自由黨の陣形之が爲に攪亂せられたりと狂喜せり。

自由黨内閣は當初よりレフエレンダムに反對し、ロイド、ジョージは十一月二十三日の議會に於て、若し今後根本的的改革政策を實行せんとするに當り、毎に之が得失如何をレフエレンダムに依て決するに於ては、國民は其度ごとに二百萬磅の科料に處せらる可く、而もかくの如きは自由政體をして、天下嘲笑の府たらしむるものなりと唱へ、首相アスキスは、選舉演說に於てレフエレンダム實施の結果、下院は一種の討論會と化して、立法府たるの威望を失ふに至る可しと論じ、樞密院議長モロー卿はレフエレンダムは實に英國の光輝として誇れる議院政治を根本より破壊するものなりと説き、又外相グレーはレフエレンダムにして採用せられんか最早上下兩院を存在するの必要なかる可しと言へり。然れども如上の駁論は余輩の既に上文に詳述せる所にして、敢て斬新なる意見なりと云ふ可からず。而して印度大臣クリュー卿のレフエレンダムは財政法案に適用す可からず。而して

關稅改革案は財政法案に含蓄さる可きものなれば關稅問題をレフエレンダムによりて解決す可しと云ふは、瞞著手段に過ぎずと指摘せり、討論としては論旨極めて巧妙なれど、統一黨にして若し極力レフエレンダムの必要を唱道して自由黨に當らんか、勝敗の結果必ずしも逆睹し難きものあり。然るに一九〇四年五月十八日庶民院に於ける大演說に於て、レフエレンダムを推稱して措かず、政策上の一問題を捉らへて民意を確むるの制度英國に存せざることを悲みたりし、チエムバレンは、今や却てバルフォアの提言に反對し、目下の場合一時首領の宣言を妨げざらんことを聲明し、而してモーニング、ポストの如きは、斷然之に反對し、デーリー、テレグラフに至りては、レフエレンダムの制度は議院政治に大革命を招致するものにして、英人をして恐怖心を抱かしむ、且レフエレンダムが外國の制度にして、その語の外國語なることは、英人を喜ばしめずと論せり。左顧右眄、聰明にして、而も八方美人的なるバルフォアは、レフエレンダムに依りて國民の意嚮を確むる場合にも、法案その物を以てせず、大體の主義原則に就て之を爲す可しとまで公約せるも、次で又大膽にも右は一種の冒險的提言にして、最後の判斷にあらずと自白し、又

關稅改革は統一黨の協定せる政綱の主位に置く可きものなりと明言せり、關稅改革派と自由貿易派との間に介在して諂沮逡巡せるバルフォアは遂に統一黨の勢力を復興せしむること能はざる可きも、而もレフエレンダの採否は益々實際政治家の注意を惹く可く、兩黨何れの勝利に歸するも、之が實施は單に時日の問題に過ぎざる可し。立憲君主制は實に一大革新の機運に向へるなり。(十二月八日稿)

政府の財政方針に就て

堀切善兵衛

桂内閣の成立して以來茲に三歲此間を通じて其最も苦心せる所は財政の始末たりしや言を待たず而して現政府の財政策は或程度まで成功したり然も其成功と目せられたるは暫時にして追々と破綻を暴露するに至り昨今の形勢を以てすれば到底今後何等かの局面開展を期するに非らざれば以て如何ともする能はざるの有様に在るものゝ如し斯の如き形勢を順致したるは何故ぞや將た四十一年公債の下落株式市場の沈衰の後を受けて一時殆んど混沌たる經濟界に處し、兎に角に政府の處置其效を奏し七十七八圓臺に下落したる公債をして俄然額面價格を抜くに至らしめ爲めに一部の實業家をして政府の財政策に隨喜渴仰の涙を垂れしめたるに昨今に至りては是等の實業家と雖も政府の方針に對し大に疑懼の感を抱く者あるに至り或は其財政策に反對し攻撃を加ふるもの有るに至りたる